

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 6 月22日

【会社名】 フランス電力
(Electricité de France)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者
(Chairman and Chief Executive Officer)
リュック・レモン
(Luc Rémont)

【本店の所在の場所】 フランス パリ市 75008 ワグラム通り 22番地30
(22-30, avenue de Wagram, 75008 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1039

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 栢 健 太 朗
同 藤 村 圭 汰

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1800

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

フランス電力第 6 回円貨社債 (2023)	253億円
フランス電力第 7 回円貨社債 (2023)	22億円
フランス電力第 8 回円貨社債 (2023)	44億円
フランス電力第 9 回円貨社債 (2023)	11億円

【発行登録書の内容】

提出日	2021年 6 月28日
効力発生日	2021年 7 月 8 日
有効期限	2023年 7 月 7 日
発行登録番号	3 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの募集実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし	該当事項なし	0 円	該当事項なし	
実績合計額		0 円	減額総額	0 円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額）	5,000億円
（発行残高の上限を記載した場合）	該当事項なし。
【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額）	該当事項なし。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

< フランス電力第 6 回円貨社債（2023）に関する情報 >

別段の記載がある場合を除き、< フランス電力第 6 回円貨社債（2023）に関する情報 > で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

1 【社債（短期社債を除く。）の募集】

以下は、フランス電力（以下「発行会社」という。）が発行するフランス電力第 6 回円貨社債（2023）（以下「本社債」という。）についての記載である。

銘 柄	フランス電力第 6 回円貨社債（2023）(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	253億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	253億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年1.059%
利払日	毎年 6 月28日 および12月28日	償還期限	2028年 6 月28日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2023年 6 月22日	払込期日	2023年 6 月28日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内の本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構（下記「振替機関」において定義される。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン（以下「保振機構業務規程等」という。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「保振機構」という。）(注)	東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(注) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、保振機構には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなされる。

公告の方法

社債要項（下記「財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務」において定義される。）に基づき義務付けられるまたは本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各１回これを行う。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務」において定義される。）がこれを行うものとする。

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「幹事会社」と総称する。）		引受金額 （百万円）	元引受けの条件
会 社 名	住 所		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と幹事会社との間で2023年６月22日に調印された元引受契約に従い幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。本社債に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料は、本社債の総額の0.30％に相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
（上記３社を「共同主幹事会社」と総称する。）			
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目４番５号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号		
合 計		25,300	

財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務

名 称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。

(1) 委託の条件

財務代理人は、本社債の要項（以下「社債要項」という。）、発行会社および財務代理人間の2023年６月22日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。

(2) 財務代理人の職務の内容

- (a) 財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。財務代理契約（社債要項を含む。）の写しは、本社債の償還期日から1年後までの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。
- (b) 本社債については、社債の管理会社は設置されない。
- (c) 発行会社は、財務代理人の任命を変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対し公告する。
- (d) 保振機構が発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合には、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。
- (e) 上記(c)または(d)に従って発行会社が後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命した場合には、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、財務代理人の地位を承継し、財務代理人と代替し、社債要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

- (1) 本社債の利息は2023年6月29日（その日を含む。）から2028年6月28日（その日を含む。）（ただし、下記「利息支払の方法 - (2)」に従う。）までこれを付し、毎年6月28日および12月28日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を後払いする。本「利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。
6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
各本社債権者に支払われる利息の総額は、保振機構業務規程等に従って計算される。

- (2) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債要項に従った本社債の償還を怠ったときは、償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率により利息が支払われる。ただし、その期間は、（保振機構業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人（以下「支払代理人」という。）が、自己が受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払 - (c)」の規定に従い最終の公告を行った日以後14日間を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2028年6月28日に本社債の金額と等しい金額で償還される。

(2) 税制上の理由による償還

- (i) 本社債の発行日以後に有効となった、(i) フランス共和国もしくはその下部行政主体もしくはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局の法令もしくは裁定の変更もしくは改正、または(ii) かか

る法令もしくは裁定（管轄裁判所の判示を含む。）の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、発行会社が下記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に従い、次回の利払日に追加額（下記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」において定義される。）の支払義務を負った場合または負うことになる場合、本社債は、以下に記載する事前の償還の公告を本社債権者に対し行うことにより、その全部（一部は不可）を以下の償還価額に償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して、発行会社の選択によりいつでも償還することができる。ただし、かかる追加額の支払義務が、発行会社がそのとり得る合理的な手段をとることにより回避できないことを条件とする。

2024年6月27日以前	本社債の金額の101.00%
2024年6月28日から2025年6月27日まで	本社債の金額の100.75%
2025年6月28日から2026年6月27日まで	本社債の金額の100.50%
2026年6月28日から2027年6月27日まで	本社債の金額の100.25%
2027年6月28日以降	本社債の金額の100.00%

前段落に従い償還の公告を本社債権者に対して行うに先立ち、発行会社は財務代理人に対し、発行会社がかかると償還を行う権利があり、かつかかる償還を行うことを選択した旨および発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す事実を本社債の償還予定期日とともに記載した、発行会社の権限ある役員が署名した証明書、および発行会社が前段落に記載される変更または改正の結果、当該追加額の支払義務を負っている旨または負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による意見書を提出しなければならない。かかる証明書および意見書は英文で作成されるものとする。

(ii) 発行会社が下記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に基づき追加額の支払義務を負うこととなったが、フランスの税務に関して定評ある独立の法律顧問の意見によれば、発行会社がフランス法上、当該追加額の全部または一部の支払を禁じられる場合、発行会社は、財務代理人に対し、発行会社が当該追加額の支払義務を負うにもかかわらず、フランス法上当該追加額の支払を禁じられる旨および本社債の償還予定期日を記載した書面による通知をした上で、実務上可能な限り速やかに、ただし(i)発行会社に当該追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生日または(ii)当該フランス法が有効となる日のいずれか遅い方から40日目の日以前に、以下に記載する事前の償還の公告を本社債権者に対し行うことにより、本社債の全部（一部は不可）を当該償還時に適用ある上記のいずれかの償還価額に償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して（ただし、適用あるフランス法に従い）償還する。かかる通知には、発行会社が追加額の支払義務を負うこととなり、かつその支払がフランス法上禁じられている旨ならびにかかる禁止および償還の義務の原因となった事実および事情を合理的な範囲で詳細に（償還予定期日とともに）記載し、発行会社の権限ある役員が署名した証明書、ならびにフランスの税務に関して定評ある独立の法律顧問のかかる旨を確認する意見書を添付しなければならない。かかる証明書および意見書は英文で作成されるものとする。

本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づいて提供される証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ本社債の償還期日から1か月後までの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づいて財務代理人に対して行ういかなる通知も償還予定期日の少なくとも30日前までに行い、かかる償還予定期日の少なくとも14日前までにこれを本社債権者に対して公告する。当該償還予定期日は営業日（下記「摘要 - (4) 支払 - (b)」において定義される。）であるものとし、財務代理人に対する当該通知および本社債権者に対する公告は取消不能とする。

本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする（ただし、上記に別段の定めがある場合を除く。）。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、本社債の元金には、本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づき支払われるべきプレミアムがある場合、これを含むものとみなす。

(3) 買入消却

発行会社は、公開の市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れることができ、買入れた本社債を保有、転売または消却することができる。ただし、適用ある法令に別段の定めがある場合はこの限りでなく、また保振機構業務規程等の規定に従わなければならない。

(4) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

担保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ無担保（ただし、下記「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」に従う。）の債務を構成し、その相互の間において優劣なく現在および将来において同順位であり、また（その時々フランス法上の強行規定による例外の適用を条件に）発行会社の他のすべての現在または将来の無担保かつ非劣後の債務と現在および将来において同等かつ同順位である。

財務上の特約

(1) 担保提供制限

発行会社は、本社債に未償還残高（以下に定義する。）がある限り、その特定債務（以下に定義する。）または特定債務に関する保証もしくは補償を担保するために、その現在または将来の事業、収益または資産の全部または一部に対して、同時に本社債に同一の担保権を設定することなく、いかなる抵当権、負担、質権またはその他の担保権も設定せず、または存在させないことに合意している。

本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および下記「摘要 - (2) 債務不履行事由」において、「特定債務」とは、発行会社の債務で、それぞれボンド、ノート、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストック、券面またはその他の証書の形式によるかまたはこれらにより表章されるもので、いずれかの証券取引所または証券市場（店頭市場を含むが、これに限定されない。）において上場、建値もしくは取引されているか、またはその可能性のあるものをいう。

疑義を避けるために付言すると、特定債務には、発行会社が随時発行することのある、振替制度の下で取引される無券面の債務証券に基づく発行会社の負債を含むものとする。

社債要項において、「未償還残高」とは、(a) 社債要項に基づき償還されたもの、(b) 償還期日が到来し、償還資金（本社債に関して償還期日までに発生するすべての経過利息および当該償還期日以降に支払われる利息を含む。）が機構加入者に有効に支払われたもの、(c) 無効になったものまたは支払請求権につき時効により消滅したもの、および(d) 社債要項で定めるところにより買入消却されたものの以外のすべての発行済みの本社債をいう。

本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」に基づき本社債に担保権が設定された場合は、発行会社は、本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および適用ある法令に従って、当該担保権の設定および対抗要件具備に必要なものを含む（ただしこれらに限定されない。）一切の措置および手続をとり、またはとらしめるものとする。当該担保権の有効な設定および対抗要件具備を含む当該手続が完了した場合、発行会社は、当該担保権が本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および適用ある法令に従って適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用（上記公告に関する費用を含む。）は、これを発行会社の負担とする。

(2) その他の条項

該当事項なし。

社債権者集会

本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書（下記「摘要 - (2) 債務不履行事由 - (b)」において定義される。）を提示するものとする。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。ただし、社債要項の修正については、本社債に基づく本社債権者の権利放棄を除き、発行会社の同意を必要とする。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人が発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定める規定および手続に従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに関連する保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し関連する保有証明書を提示しなければならない、さらに、当該本社債権者は、かかる保有証明書を（場合に応じ）保振機構または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - (4) 支払 - (a)」において定義される。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払の猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表本社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものと同みなされる。

上記の規定にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面または（発行会社が電磁的方法によるその同意の意思表示を認める場合は）電磁的方法によりその同意の意思表示をした場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。

本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対し、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法が認める限度において拘束力を有し、その執行は代表本社債権者または決議執行者がこれにあたる。

本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

社債権者集会は日本国東京都において開催される。

本「社債権者集会」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

準拠法及び管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のその時々々の住所（現住所は、〒100-8136 日本国東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

摘要

(1) 取得格付

(a) 信用格付業者による信用格付

本社債に関して、発行会社は、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からAAの格付を2023年6月22日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおりである。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録格付業者による信用格付

発行会社は、本社債に関して、格付の付与をムーディーズ・フランス・エス・エー・エス（以下「ムーディーズ」という。）、S&P グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）お

よびフィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド（以下「フィッチ」という。）に依頼しており、
本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、ムーディーズからBaa1の長期発行体格付（見通しは安定的）を、S&PからBBBの長期発行体格付（見通しは安定的）を、フィッチからBBB+の長期発行体格付（見通しは安定的）をそれぞれ付与されており、
本書の日付現在、かかる長期発行体格付に変更はない。

本書の日付現在、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは金商法第66条の27に基づく登録がなされていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）である。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、また金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有している。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチの各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で、（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ

（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、(ii) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け情報」

（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および(iii)フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(2) 債務不履行事由

以下に掲げる事由または状況（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由となる。

- (a) (i)発行会社が本社債のいずれかに関する元金の支払をその支払期日に行わなかった場合、または(ii)発行会社が本社債の全部もしくはそのいずれかに関する利息の支払をその支払期日から15日間以内に行わない場合。
- (b) 発行会社が本社債に基づくまたは本社債に関するその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ（かかる不履行が治癒不可能な場合を除き（この場合、下記の継続または通知を要しない。））発行会社が本社債権者によるかかる不履行を特定する書面による通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保振機構または（場合により）関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）を財務代理人の本店において受領した後30日間当該不履行が継続している場合。
- (c) (i)発行会社の特定債務（上記「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」において定義される。）（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）のいずれかが所定の満期もしくは（場合により）期限前償還日から30日以内に、もしくは（場合により）適用あるこれより長期の猶予期間内に支払われない場合、(ii)発行会社の特定債務（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）のいずれかがそれに基づく債務不履行（該当する猶予期間内に治癒されない場合）の結果所定の満期より前に期限の利益を喪失した場合、または(iii)発行会社が特定債務（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）の保証に基づき支払うべき金額を支払期限に支払わない場合。ただし、それぞれの場合において発行会社がいずれかの金額の支払義務または返済義務について誠実に争っているときを除く。
- (d) 発行会社についてその法的清算（liquidation judiciaire）もしくは法的再生（redressement judiciaire）に基づくその事業全部の移転（cession totale de l'entreprise à la suite d'un plan de cession）のための裁判所決定が下された場合、発行会社がこれらと同等の法的手続の対象となった場合、法的手続外で発行会社が債権者のために任意の移転、譲渡その他の取決めを行ったかもしくは債権者との和解を行った場合、または発行会社が任意清算（liquidation amiable）もしくは解散（dissolution）を行った場合。

本社債のいずれかについていずれかの債務不履行事由が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人の本店において、それぞれの債務不履行事由とそれが「期限の利益喪失通知」である旨を明記した発行会社に対する書面による通知（受領時に効力を生じる。）をすることにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。）、当該本社債権者が保有する本社債およびこれに対してその時まで発生するすべての経過利息について期限の利益の喪失を宣言することができ、これにより当該本社債の金額および当該利息は直ちに支払われるものとする。ただし、これに先立って本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。発行会社に関する上記(d)に掲げる債務不履行事由が発生し、継続している場合は、未償還の本社債すべてに係る未払元金および経過利息は、その事実自体により期限の利益を喪失し、本社債権者によるいかなる宣言その他の行為をも要することなく、直ちに支払われるものとする。

(i)上記(b)ないし(d)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(ii)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかとなる事態が存在する場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記(ii)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由または時の経過によりかかる事由となる事態が発生し継続している場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に通知し、かつ本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - (2) 債務不履行事由」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(3) 税制上の理由による追加支払

本社債について支払われるべき金額（元金、利息またはその他に関するかを問わない。）はすべて、フランス共和国もしくはその下部行政主体もしくはそれらの域内もしくはそれらの課税権限を有する当局もしくは機関により、またはそれらのために賦課もしくは徴収される現在または将来の公租公課または政府賦課金（性質の如何を問わない。）のための源泉徴収または控除（以下「課税控除」という。）を行うことなく支払われる。ただし、法律により、かかる課税控除が要求される場合はこの限りでない。フランス法により、いずれかの本社債に関する元金または利息の支払が課税控除の対象となることが要求される場合、発行会社は、その時点で法律が最大限認める限度において、かかる課税控除が要求されなければ本社債権者が受領したであろう金額を当該本社債権者が受領することになる追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、いずれかの本社債について、(i)単に本社債を保有していること以外にフランス共和国と何らかの関連を有していることを理由として、当該本社債に関してかかる課税控除に服する本社債権者もしくはかかる本社債権者を代理する第三者に対して支払が行われる場合、または(ii)(a)フランス一般租税法第238-0のA条に定められたリスト（かかるリストは随時改訂される。）に記載された非協力国もしくは非協力地域（Etat ou territoire non coopératif）もしくは同法第238のA条において意味する低税率の管轄区域（以下「非適格地域」という。）に所在する金融機関に本社債権者の名義で開設された口座もしくは本社債権者のために開設された口座に対して支払がなされることもしくは (b)非適格地域に居住する本社債権者もしくは非適格地域において設立された本社債権者に対して支払がなされることのみを理由としてかかる課税控除が課される場合には、上記の追加額は支払われない。

発行会社が、フランス共和国以外のまたは追加的な課税管轄に一般的に服することとなった場合にはいつでも、上記「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」および本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」におけるフランス共和国の文言は、フランス共和国および/または当該他の管轄と読み替え、解釈されるものとする。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において元金または利息には、本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(4) 支払

(a) 本社債の元金および利息の支払は、支払代理人により、振替法および保振機構業務規程等に従って、本社債権者に対し、本社債権者が機構加入者である場合は直接、またそれ以外の場合には、本社債権者が本社債を記録させるために口座を開設した関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて、行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払

に必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債要項に基づくかかる支払義務から免責される。

(b) 本社債の元利金の支払期日が日本国東京都における銀行の営業日（以下「営業日」という。）でない場合、本社債権者は翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払を受ける権利を有せず、またかかる支払の繰延べに伴う追加利息またはその他の追加支払を受ける権利も有しない。

(c) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後、実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに実際の支払日の公告を行う。かかる受領の時点でかかる支払方法または支払日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人はかかる金額の受領ならびに決定された範囲内でのかかる支払方法および支払日の公告を行い、後日、その決定後速やかに、かかる支払方法および／または支払日について、本社債権者に対して公告を行う。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(5) 時効

本社債の支払請求権の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(6) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および維持し、その本店に備置く。

(7) 通貨の補償

本社債の元利金または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは補填されたいかなる金額も日本円建てで受領したまたは補填された金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対し、(i)かかる判決もしくは命令（またはその一部）のために日本円以外の通貨で表示されている金額に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決もしくは命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律が認める限度において、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有するものとする。

(8) 本社債の社債券

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がある発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払の方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他のすべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。社債要項とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および市場慣行が優先するものとする。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を速やかに本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の当初発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(9) フランスの租税

以下は、（ ）日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約および2007年1月11日付の日仏租税条約を改正する議定書（以下「日仏租税条約」と総称する。）上の日本国の居住者、ならびに（ ）日仏租税条約の恩恵を受ける資格を有する者による本社債の取得、保有および処分に関して適用されうるフランスの租税上の一定の結果に限定した一般的な記述である。

かかる記述は、現在有効であり、かつフランス税務当局により適用されているフランスの税法令（これらはすべて改正または異なる解釈が行われる可能性がある。）および日仏租税条約の規定に基づいている。

以下の記述は一般的な情報であり、特定の状況下で特定の当社債権者に関連しうる、フランスの税法および日仏租税条約に基づくあらゆる税務問題を扱うことを意図していない。

(a) 本社債の元金に対する課税

発行会社による本社債に関する元金の支払は、フランス一般租税法第125のA条 に定める源泉徴収税の対象とならない。

(b) 本社債の利息に対する課税

発行会社による本社債に関する利息その他の所得の支払は、当該支払がフランス国外で、フランス一般租税法第238-0のA条に定める意味における非協力国もしくは地域 (*État ou territoire non coopératif*)（以下「非協力国」という。）（フランス一般租税法の同第238-0のA条第2項の2の2°に記載されるもの⁽¹⁾を除く。）においてなされない限り、フランス一般租税法第125のA条 に定める源泉徴収税の対象とならない。もし本社債に基づくかかる支払が非協力国において行われる場合は、フランス一般租税法第125のA条 に基づき、本社債権者の税務上の居住地にかかわらず75%の源泉徴収税が適用される（ただし、以下に規定する例外規定のいくつかおよび日仏租税条約のより有利な規定に従う。）。

さらに、フランス一般租税法第238のA条に従い、かかる本社債に係る利息およびその他の所得は、それが（ ）非協力国（フランス一般租税法第238-0のA条第2項の2の2°に定めるものを含む。）において居住し、もしくは設立された者に対して支払われ、もしくは発生した場合、または（ ）当該非協力国に所在する金融機関に開設された銀行口座に支払われた場合は、発行会社の課税所得から控除することはできない（以下「控除対象外所得」という。）。一定の条件の下では、控除できない利息およびその他の所得はフランス一般租税法第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息およびその他の所得は、（ ）フランス税法上の居住者でない個人が受領する支払の場合は12.8%、（ ）フランス税法上の居住者でない法人が受領する支払の場合は25%、または（ ）フランス国外で、非協力国（フランス一般租税法第238-0のA条第2項の2の2°に定めるものを除く。）においてなされた支払の場合には75%（一部の例外および適用ある二重課税回避条約の規定に服する。）の税率で、フランス一般租税法第119条の2の2に規定する源泉徴収税の対象となることがある。

上記にかかわらず、発行会社が、本社債の発行の主たる目的および効果が非協力国における利息その他の所得の支払を許容するものではないことを証明できる場合、当該支払が非協力国において住所を有しもしくは設立された者になされるか、またはかかる非協力国において支払がなされるということのみを理由として、フランス一般租税法第125のA条 に定める75%の源泉徴収税または（該当する利息もしくはその他の所得が真正な取引に関連するものであり、異常なもしくは過大な金額でない場合に限り）フランス一般租税法第238のA条に規定される控除対象外所得およびこれに伴うフランス一般租税法第119条の2の2に規定する源泉徴収税のいずれも、本社債の発行について適用されない（以下「例外規定」という。）。本社債が下記のいずれかに該当する場合、フランス税務当局により発出された通達（B01-INT-DG-20-50-30-14/06/2022第150号）に従い、本社債の発行は、発行会社が本社債発行の目的および効果の証明を要することなく、例外規定の恩恵を受けることになる。

（ ）本社債の募集が、フランス通貨金融法典第L.411-1条に定める意味における公募により、または非協力国以外の国における同等の募集に従って行われる場合。ここにおいて「同等の募集」とは、国外の証券市場当局によるまたはこれに対する募集に係る書類の登録または提出を要する募集をいう。

（ ）本社債が規制市場またはフランス共和国内もしくは国外の多角的証券取引システムにおいて取引されることが認められている場合。ただし、かかる市場またはシステムが非協力国に存在するものではなく、かかる市場の運営が市場オペレーターもしくは投資サービス提供者またはその他国外の類似の事業体により行われており、さらに、かかる市場オペレーター、投資サービス提供者または事業体が非協力国に存在するものではない場合に限る。

（ ）本社債についてその発行時に、（フランス通貨金融法典第L.561-2条に定める意味における）中央預託機関、証券決済および受渡・支払システム・オペレーターまたは1社以上の国外の類似の預託機関もしくはオペレーター（ただし、かかる預託機関もしくはオペレーターが非協力国に存在するものではない場合に限る。）の決済業務が認められた場合。

- (1) フランス一般租税法第238-0のA条に記載される非協力国の一覧は、原則的に毎年、政令によって更新される。フランスの一覧は、直近では2023年2月3日付命令により更新されており、当該時点では英領ヴァージン諸島、アンギラ、パナマ、セーシェル共和国、バハマ国、タークス・カイコス諸島、バヌアツ共和国、フィジー共和国、グアム、米領ヴァージン諸島、パラオ共和国、米領サモア、サモア独立国およびトリニダード・トバゴ共和国が含まれている。

(c) 譲渡所得税

日仏租税条約に従って、日本の本社債権者が保有する本社債の売却または処分から得る利益は、フランスの租税に服さない。

(10) 日本国の租税

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のある日本国の租税の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本書の日付現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは、現在以下のとおりである。

本社債の利息は、日本の現行税法の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、日本の現行税法の定めるところにより、15%の国税である所得税（居住者の場合は、他に地方税5%）の源泉徴収税が課される。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までの期間に行われる所得税を源泉徴収することとされている支払（下記に述べる譲渡損益に係る支払を含む。）については復興特別所得税の対象となるため、15%の所得税率に基づく所得税額に2.1%の税率による復興特別所得税が課される。なお、日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息については、上記の所得税15%、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および地方税5%の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、申告不要制度の適用を選択することも可能であり、その場合は日本国の居住者の利子所得に係る課税関係は源泉徴収によって完了する。

内国法人の場合は、本社債の利息はその課税所得に算入され、法人税の対象となるが、当該源泉徴収税額を一定の制限のもとで法人税から控除することができる。

日本国の居住者に係る本社債の譲渡損益（本社債の償還等により支払を受ける金額については本社債の譲渡損益とみなされる。）については、上記の所得税、復興特別所得税および地方税の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、かかる譲渡損益については、源泉徴収選択口座内で取引する場合は申告不要制度の適用を選択することも可能であり、その場合は課税関係は源泉徴収によって完了する。また、本社債に係る譲渡損益および利子所得は、一定の条件のもとにこれらの所得間ならびに一定の他の有価証券に係る譲渡損益および利子・配当所得との損益通算および（本社債の譲渡損失の金額のうちその年に損益通算をしても控除しきれない金額については）3年間の繰越控除が認められる。

内国法人の場合は、本社債の譲渡損益および償還等に係る差損益は、法人税の課税所得の計算に算入される。

本社債の利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の租税は課されない。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
253億円	7,590万円	252億2,410万円

(2)【手取金の使途】

本社債の発行による手取金（純額）は、発行会社の一般事業目的に使用される。

<フランス電力第7回円貨社債（2023）に関する情報>

別段の記載がある場合を除き、＜フランス電力第7回円貨社債（2023）に関する情報＞で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

1 社債（短期社債を除く。）の募集

以下は、フランス電力（以下「発行会社」という。）が発行するフランス電力第7回円貨社債（2023）（以下「本社債」という。）についての記載である。

銘 柄	フランス電力第7回円貨社債（2023）(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	22億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	22億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年1.355%
利払日	毎年6月28日 および12月28日	償還期限	2030年6月28日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2023年6月22日	払込期日	2023年6月28日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内の本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構（下記「振替機関」において定義される。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン（以下「保振機構業務規程等」という。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「保振機構」という。）(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、保振機構には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなされる。

公告の方法

社債要項（下記「財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務」において定義される。）に基づき義務付けられるまたは本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務」において定義される。）がこれを行うものとする。

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会 社 名	住 所		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と幹事会社との間で2023年６月22日に調印された元引受契約に従い幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。本社債に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料は、本社債の総額の0.35%に相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
(上記３社を「共同主幹事会社」と総称する。)			
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目４番５号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号		
合 計		2,200	

財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務

名 称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。

(1) 委託の条件

財務代理人は、本社債の要項（以下「社債要項」という。）、発行会社および財務代理人間の2023年６月22日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。

(2) 財務代理人の職務の内容

- (a) 財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。財務代理契約（社債要項を含む。）の写しは、本社債の償還期日から１年後までの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。
- (b) 本社債については、社債の管理会社は設置されない。

- (c) 発行会社は、財務代理人の任命を変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対し公告する。
- (d) 保振機構が発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合には、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。
- (e) 上記(c)または(d)に従って発行会社が後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命した場合には、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、財務代理人の地位を承継し、財務代理人と代替し、社債要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

- (1) 本社債の利息は2023年6月29日（その日を含む。）から2030年6月28日（その日を含む。）（ただし、下記「利息支払の方法 - (2)」に従う。）までこれを付し、毎年6月28日および12月28日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を後払いする。本「利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。
- 6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
- 各本社債権者に支払われる利息の総額は、保振機構業務規程等に従って計算される。
- (2) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債要項に従った本社債の償還を怠ったときは、償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率により利息が支払われる。ただし、その期間は、（保振機構業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人（以下「支払代理人」という。）が、自己が受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払 - (c)」の規定に従い最終の公告を行った日以後14日間を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2030年6月28日に本社債の金額と等しい金額で償還される。

(2) 税制上の理由による償還

- (i) 本社債の発行日以後に有効となった、(i)フランス共和国もしくはその下部行政主体もしくはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局の法令もしくは裁定の変更もしくは改正、または(ii)かかる法令もしくは裁定（管轄裁判所の判示を含む。）の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、発行会社が下記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に従い、次の利払日に追加額（下記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」において定義される。）の支払義務を負った場合または負うことになる場合、本社債は、以下に記載する事前の償還の公告を本社債権者に対し行うことにより、その全部（一部は不可）を以下の償還価額に償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して、発行会社の選択によりい

つでも償還することができる。ただし、かかる追加額の支払義務が、発行会社がそのとり得る合理的な手段をとることにより回避できないことを条件とする。

2024年6月27日以前	本社債の金額の101.50%
2024年6月28日から2025年6月27日まで	本社債の金額の101.25%
2025年6月28日から2026年6月27日まで	本社債の金額の101.00%
2026年6月28日から2027年6月27日まで	本社債の金額の100.75%
2027年6月28日から2028年6月27日まで	本社債の金額の100.50%
2028年6月28日から2029年6月27日まで	本社債の金額の100.25%
2029年6月28日以降	本社債の金額の100.00%

前段落に従い償還の公告を本社債権者に対して行うに先立ち、発行会社は財務代理人に対し、発行会社がかかる償還を行う権利があり、かつかかる償還を行うことを選択した旨および発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す事実を本社債の償還予定期日とともに記載した、発行会社の権限ある役員が署名した証明書、および発行会社が前段落に記載される変更または改正の結果、当該追加額の支払義務を負っている旨または負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による意見書を提出しなければならない。かかる証明書および意見書は英文で作成されるものとする。

(11) 発行会社が下記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に基づき追加額の支払義務を負うこととなったが、フランスの税務に関して定評ある独立の法律顧問の意見によれば、発行会社がフランス法上、当該追加額の全部または一部の支払を禁じられる場合、発行会社は、財務代理人に対し、発行会社が当該追加額の支払義務を負うにもかかわらず、フランス法上当該追加額の支払を禁じられる旨および本社債の償還予定期日を記載した書面による通知をした上で、実務上可能な限り速やかに、ただし(i)発行会社に当該追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生日または(ii)当該フランス法が有効となる日のいずれか遅い方から40日目の日以前に、以下に記載する事前の償還の公告を本社債権者に対して行うことにより、本社債の全部（一部は不可）を当該償還時に適用ある上記のいずれかの償還価額に償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して（ただし、適用あるフランス法に従い）償還する。かかる通知には、発行会社が追加額の支払義務を負うこととなり、かつその支払がフランス法上禁じられている旨ならびにかかる禁止および償還の義務の原因となった事実および事情を合理的な範囲で詳細に（償還予定期日とともに）記載し、発行会社の権限ある役員が署名した証明書、ならびにフランスの税務に関して定評ある独立の法律顧問のかかる旨を確認する意見書を添付しなければならない。かかる証明書および意見書は英文で作成されるものとする。

本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づいて提供される証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ本社債の償還期日から1か月後までの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づいて財務代理人に対して行ういかなる通知も償還予定期日の少なくとも30日前までに行い、かかる償還予定期日の少なくとも14日前までにこれを本社債権者に対して公告する。当該償還予定期日は営業日（下記「摘要 - (4) 支払 - (b)」において定義される。）であるものとし、財務代理人に対する当該通知および本社債権者に対する公告は取消不能とする。

本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする（ただし、上記に別段の定めがある場合を除く。）。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、本社債の元金には、本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づき支払われるべきプレミアムがある場合、これを含むものとみなす。

(3) 買入消却

発行会社は、公開の市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れることができ、買入れた本社債を保有、転売または消却することができる。ただし、適用ある法令に別段の定めがある場合はこの限りでなく、また保振機構業務規程等の規定に従わなければならない。

- (4) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

担保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ無担保（ただし、下記「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」に従う。）の債務を構成し、その相互の間において優劣なく現在および将来において同順位であり、また（その時々フランス法上の強行規定による例外の適用を条件に）発行会社の他のすべての現在または将来の無担保かつ非劣後の債務と現在および将来において同等かつ同順位である。

財務上の特約

(1) 担保提供制限

発行会社は、本社債に未償還残高（以下に定義する。）がある限り、その特定債務（以下に定義する。）または特定債務に関する保証もしくは補償を担保するために、その現在または将来の事業、収益または資産の全部または一部に対して、同時に本社債に同一の担保権を設定することなく、いかなる抵当権、負担、質権またはその他の担保権も設定せず、または存在させないことに合意している。

本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および下記「摘要 - (2) 債務不履行事由」において、「特定債務」とは、発行会社の債務で、それぞれボンド、ノート、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストック、券面またはその他の証書の形式によるかまたはこれらにより表章されるもので、いずれかの証券取引所または証券市場（店頭市場を含むが、これに限定されない。）において上場、建値もしくは取引されているか、またはその可能性のあるものをいう。

疑義を避けるために付言すると、特定債務には、発行会社が随時発行することのある、振替制度の下で取引される無券面の債務証券に基づく発行会社の負債を含むものとする。

社債要項において、「未償還残高」とは、(a) 社債要項に基づき償還されたもの、(b) 償還期日が到来し、償還資金（本社債に関して償還期日までに発生するすべての経過利息および当該償還期日以降に支払われる利息を含む。）が機構加入者に有効に支払われたもの、(c) 無効になったものまたは支払請求権につき時効により消滅したもの、および(d) 社債要項で定めるところにより買入消却されたもの以外のすべての発行済みの本社債をいう。

本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」に基づき本社債に担保権が設定された場合は、発行会社は、本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および適用ある法令に従って、当該担保権の設定および対抗要件具備に必要なものを含む（ただしこれらに限定されない。）一切の措置および手続をとり、またはとらしめるものとする。当該担保権の有効な設定および対抗要件具備を含む当該手続が完了した場合、発行会社は、当該担保権が本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および適用ある法令に従って適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用（上記公告に関する費用を含む。）は、これを発行会社の負担とする。

(2) その他の条項

該当事項なし。

社債権者集会

本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書（下記「摘要 - (2) 債務不履行事由 - (b)」において定義される。）を提示するものとする。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。ただし、社債要項の修正については、本社債に基づく本社債権者の権利放棄を除き、発行会社の同意を必要とする。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人が発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定める規定および手続に従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに関連する保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し関連する保有証明書を提示しなければならない、さらに、当該本社債権者は、かかる保有証明書を（場合に応じ）保振機構または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - (4) 支払 - (a)」において定義される。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払の猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表本社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものと同みなされる。

上記の規定にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面または（発行会社が電磁的方法によるその同意の意思表示を認める場合は）電磁的方法によりその同意の意思表示をした場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。

本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対し、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法が認める限度において拘束力を有し、その執行は代表本社債権者または決議執行者がこれにあたる。

本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

社債権者集会は日本国東京都において開催される。

本「社債権者集会」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

準拠法及び管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のその時々住所（現住所は、〒100-8136 日本国東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

摘要

(1) 取得格付

(a) 信用格付業者による信用格付

本社債に関して、発行会社は、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からAAの格付を2023年6月22日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおりである。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録格付業者による信用格付

発行会社は、本社債に関して、格付の付与をムーディーズ・フランス・エス・エー・エス（以下「ムーディーズ」という。）、S&P グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）お

よびフィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド（以下「フィッチ」という。）に依頼しており、
本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、ムーディーズからBaa1の長期発行体格付（見通しは安定的）を、S&PからBBBの長期発行体格付（見通しは安定的）を、フィッチからBBB+の長期発行体格付（見通しは安定的）をそれぞれ付与されており、
本書の日付現在、かかる長期発行体格付に変更はない。

本書の日付現在、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは金商法第66条の27に基づく登録がなされていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）である。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、また金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有している。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチの各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で、（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、（ii）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および（iii）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

（2）債務不履行事由

以下に掲げる事由または状況（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由となる。

- （a）（i）発行会社が本社債のいずれかに関する元金の支払をその支払期日に行わなかった場合、または（ii）発行会社が本社債の全部もしくはそのいずれかに関する利息の支払をその支払期日から15日間以内に行わない場合。
- （b）発行会社が本社債に基づくまたは本社債に関するその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ（かかる不履行が治癒不可能な場合を除き（この場合、下記の継続または通知を要しない。））発行会社が本社債権者によるかかる不履行を特定する書面による通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保振機構または（場合により）関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）を財務代理人の本店において受領した後30日間当該不履行が継続している場合。
- （c）（i）発行会社の特定債務（上記「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」において定義される。）（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）のいずれかが所定の満期もしくは（場合により）期限前償還日から30日以内に、もしくは（場合により）適用あるこれより長期の猶予期間内に支払われない場合、（ii）発行会社の特定債務（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）のいずれかがそれに基づく債務不履行（該当する猶予期間内に治癒されない場合）の結果所定の満期より前に期限の利益を喪失した場合、または（iii）発行会社が特定債務（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）の保証に基づき支払うべき金額を支払期限に支払わない場合。ただし、それぞれの場合において発行会社がいずれかの金額の支払義務または返済義務について誠実に争っているときを除く。
- （d）発行会社についてその法的清算（liquidation judiciaire）もしくは法的再生（redressement judiciaire）に基づくその事業全部の移転（cession totale de l'entreprise à la suite d'un plan de cession）のための裁判所決定が下された場合、発行会社がこれらと同等の法的手続の対象となった場合、法的手続外で発行会社が債権者のために任意の移転、譲渡その他の取決めを行ったかもしくは債

権者との和解を行った場合、または発行会社が任意清算 (liquidation amiable) もしくは解散 (dissolution) を行った場合。

本社債のいずれかについていずれかの債務不履行事由が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人の本店において、それぞれの債務不履行事由とそれが「期限の利益喪失通知」である旨を明記した発行会社に対する書面による通知（受領時に効力を生じる。）をすることにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。）、当該本社債権者が保有する本社債およびこれに対してその時まで発生するすべての経過利息について期限の利益の喪失を宣言することができ、これにより当該本社債の金額および当該利息は直ちに支払われるものとする。ただし、これに先立って本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。発行会社に関する上記(d)に掲げる債務不履行事由が発生し、継続している場合は、未償還の本社債すべてに係る未払元金および経過利息は、その事実自体により期限の利益を喪失し、本社債権者によるいかなる宣言その他の行為をも要することなく、直ちに支払われるものとする。

(i) 上記(b)ないし(d)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(ii)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかとなる事態が存在する場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記(ii)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由または時の経過によりかかる事由となる事態が発生し継続している場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に通知し、かつ本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - (2) 債務不履行事由」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(3) 税制上の理由による追加支払

本社債について支払われるべき金額（元金、利息またはその他に関するかを問わない。）はすべて、フランス共和国もしくはその下部行政主体もしくはそれらの域内もしくはそれらの課税権限を有する当局もしくは機関により、またはそれらのために賦課もしくは徴収される現在または将来の公租公課または政府賦課金（性質の如何を問わない。）のための源泉徴収または控除（以下「課税控除」という。）を行うことなく支払われる。ただし、法律により、かかる課税控除が要求される場合はこの限りでない。フランス法により、いずれかの本社債に関する元金または利息の支払が課税控除の対象となることが要求される場合、発行会社は、その時点で法律が最大限認める限度において、かかる課税控除が要求されなければ本社債権者が受領したであろう金額を当該本社債権者が受領することになる追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、いずれかの本社債について、(i) 単に本社債を保有していること以外にフランス共和国と何らかの関連を有していることを理由として、当該本社債に関してかかる課税控除に服する本社債権者もしくはかかる本社債権者を代理する第三者に対して支払が行われる場合、または(ii) (a) フランス一般租税法第238-0のA条に定められたリスト（かかるリストは随時改訂される。）に記載された非協力国もしくは非協力地域（Etat ou territoire non coopératif）もしくは同法第238のA条において意味する低税率の管轄区域（以下「非適格地域」という。）に所在する金融機関に本社債権者の名義で開設された口座もしくは本社債権者のために開設された口座に対して支払がなされることもしくは (b) 非適格地域に居住する本社債権者もしくは非適格地域において設立された本社債権者に対して支払がなされることのみを理由としてかかる課税控除が課される場合には、上記の追加額は支払われない。

発行会社が、フランス共和国以外のまたは追加的な課税管轄に一般的に服することとなった場合にはいつでも、上記「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」および本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」におけるフランス共和国の文言は、フランス共和国および/または当該他の管轄と読み替え、解釈されるものとする。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において元金または利息には、本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(4) 支払

(a) 本社債の元金および利息の支払は、支払代理人により、振替法および保振機構業務規程等に従って、本社債権者に対し、本社債権者が機構加入者である場合は直接、またそれ以外の場合には、本社債権者が本社債を記録させるために口座を開設した関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じ

て、行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払に必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債要項に基づくかかる支払義務から免責される。

(b) 本社債の元利金の支払期日が日本国東京都における銀行の営業日（以下「営業日」という。）でない場合、本社債権者は翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払を受ける権利を有せず、またかかる支払の繰延べに伴う追加利息またはその他の追加支払を受ける権利も有しない。

(c) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後、実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに実際の支払日の公告を行う。かかる受領の時点でかかる支払方法または支払日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人はかかる金額の受領ならびに決定された範囲内でのかかる支払方法および支払日の公告を行い、後日、その決定後速やかに、かかる支払方法および／または支払日について、本社債権者に対して公告を行う。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(5) 時効

本社債の支払請求権の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(6) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および維持し、その本店に備置く。

(7) 通貨の補償

本社債の元利金または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは補填されたいかなる金額も日本円建てで受領したまたは補填された金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対し、(i)かかる判決もしくは命令（またはその一部）のために日本円以外の通貨で表示されている金額に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決もしくは命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律が認める限度において、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有するものとする。

(8) 本社債の社債券

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者とその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払の方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他のすべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。社債要項とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および市場慣行が優先するものとする。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を速やかに本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の当初発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(9) フランスの租税

以下は、（ ）日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約および2007年1月11日付の日仏租税条約を改正する議定書（以下「日仏租税条約」と総称する。）上の日本国の居住者、ならびに（ ）日仏租税

条約の恩恵を受ける資格を有する者による本社債の取得、保有および処分に関して適用されうるフランスの租税上の一定の結果に限定した一般的な記述である。

かかる記述は、現在有効であり、かつフランス税務当局により適用されているフランスの税法令（これらはすべて改正または異なる解釈が行われる可能性がある。）および日仏租税条約の規定に基づいている。

以下の記述は一般的な情報であり、特定の状況下で特定の本社債権者に関連しうる、フランスの税法および日仏租税条約に基づくあらゆる税務問題を扱うことを意図していない。

(a) 本社債の元金に対する課税

発行会社による本社債に関する元金の支払は、フランス一般租税法第125のA条 に定める源泉徴収税の対象とならない。

(b) 本社債の利息に対する課税

発行会社による本社債に関する利息その他の所得の支払は、当該支払がフランス国外で、フランス一般租税法第238-0のA条に定める意味における非協力国もしくは地域 (*État ou territoire non coopératif*)（以下「非協力国」という。）（フランス一般租税法の同第238-0のA条第2項の2の2°に記載されるもの⁽¹⁾を除く。）においてなされない限り、フランス一般租税法第125のA条 に定める源泉徴収税の対象とならない。もし本社債に基づくかかる支払が非協力国において行われる場合は、フランス一般租税法第125のA条 に基づき、本社債権者の税務上の居住地にかかわらず75%の源泉徴収税が適用される（ただし、以下に規定する例外規定のいくつかおよび日仏租税条約のより有利な規定に従う。）。

さらに、フランス一般租税法第238のA条に従い、かかる本社債に係る利息およびその他の所得は、それが（ ）非協力国（フランス一般租税法第238-0のA条第2項の2の2°に定めるものを含む。）において居住し、もしくは設立された者に対して支払われ、もしくは発生した場合、または（ ）当該非協力国に所在する金融機関に開設された銀行口座に支払われた場合は、発行会社の課税所得から控除することはできない（以下「控除対象外所得」という。）。一定の条件の下では、控除できない利息およびその他の所得はフランス一般租税法第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息およびその他の所得は、（ ）フランス税法上の居住者でない個人が受領する支払の場合は12.8%、（ ）フランス税法上の居住者でない法人が受領する支払の場合は25%、または（ ）フランス国外で、非協力国（フランス一般租税法第238-0のA条第2項の2の2°に定めるものを除く。）においてなされた支払の場合には75%（一部の例外および適用ある二重課税回避条約の規定に服する。）の税率で、フランス一般租税法第119条の2の2に規定する源泉徴収税の対象となることがある。

上記にかかわらず、発行会社が、本社債の発行の主たる目的および効果が非協力国における利息その他の所得の支払を許容するものではないことを証明できる場合、当該支払が非協力国において住所を有しもしくは設立された者になされるか、またはかかる非協力国において支払がなされるということのみを理由として、フランス一般租税法第125のA条 に定める75%の源泉徴収税または（該当する利息もしくはその他の所得が真正な取引に関連するものであり、異常なもしくは過大な金額でない場合に限り）フランス一般租税法第238のA条に規定される控除対象外所得およびこれに伴うフランス一般租税法第119条の2の2に規定する源泉徴収税のいずれも、本社債の発行について適用されない（以下「例外規定」という。）。本社債が下記のいずれかに該当する場合、フランス税務当局により発出された通達（BOI-INT-DG-20-50-30-14/06/2022第150号）に従い、本社債の発行は、発行会社が本社債発行の目的および効果の証明を要することなく、例外規定の恩恵を受けることになる。

（ ）本社債の募集が、フランス通貨金融法典第L.411-1条に定める意味における公募により、または非協力国以外の国における同等の募集に従って行われる場合。ここにおいて「同等の募集」とは、国外の証券市場当局によるまたはこれに対する募集に係る書類の登録または提出を要する募集をいう。

（ ）本社債が規制市場またはフランス共和国もしくは国外の多角的証券取引システムにおいて取引されることが認められている場合。ただし、かかる市場またはシステムが非協力国に存在するものではなく、かかる市場の運営が市場オペレーターもしくは投資サービス提供者またはその他国外の類似の事業体により行われており、さらに、かかる市場オペレーター、投資サービス提供者または事業体が非協力国に存在するものではない場合に限る。

（ ）本社債についてその発行時に、（フランス通貨金融法典第L.561-2条に定める意味における）中央預託機関、証券決済および受渡・支払システム・オペレーターまたは1社以上の国外の類似の預託機関もし

くはオペレーター（ただし、かかる預託機関もしくはオペレーターが非協力国に存在するものではない場合に限る。）の決済業務が認められた場合。

- (1) フランス一般租税法第238-0のA条に記載される非協力国の一覧は、原則的に毎年、政令によって更新される。フランスの一覧は、直近では2023年2月3日付命令により更新されており、当該時点では英領ヴァージン諸島、アンギラ、パナマ、セーシェル共和国、バハマ国、タークス・カイコス諸島、バヌアツ共和国、フィジー共和国、グアム、米領ヴァージン諸島、パラオ共和国、米領サモア、サモア独立国およびトリニダード・トバゴ共和国が含まれている。

(c) 譲渡所得税

日仏租税条約に従って、日本の本社債権者が保有する本社債の売却または処分から得る利益は、フランスの租税に服さない。

(10) 日本国の租税

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のある日本国の租税の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本書の日付現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは、現在以下のとおりである。

本社債の利息は、日本の現行税法の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、日本の現行税法の定めるところにより、15%の国税である所得税（居住者の場合は、他に地方税5%）の源泉徴収税が課される。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までの期間に行われる所得税を源泉徴収することとされている支払（下記に述べる譲渡損益に係る支払を含む。）については復興特別所得税の対象となるため、15%の所得税率に基づく所得税額に2.1%の税率による復興特別所得税が課される。なお、日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息については、上記の所得税15%、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および地方税5%の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、申告不要制度の適用を選択することも可能であり、その場合は日本国の居住者の利子所得に係る課税関係は源泉徴収によって完了する。

内国法人の場合は、本社債の利息はその課税所得に算入され、法人税の対象となるが、当該源泉徴収税額を一定の制限のもとで法人税から控除することができる。

日本国の居住者に係る本社債の譲渡損益（本社債の償還等により支払を受ける金額については本社債の譲渡損益とみなされる。）については、上記の所得税、復興特別所得税および地方税の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、かかる譲渡損益については、源泉徴収選択口座内で取引する場合は申告不要制度の適用を選択することも可能であり、その場合は課税関係は源泉徴収によって完了する。また、本社債に係る譲渡損益および利子所得は、一定の条件のもとにこれらの所得間ならびに一定の他の有価証券に係る譲渡損益および利子・配当所得との損益通算および（本社債の譲渡損失の金額のうちその年に損益通算をしても控除しきれない金額については）3年間の繰越控除が認められる。

内国法人の場合は、本社債の譲渡損益および償還等に係る差損益は、法人税の課税所得の計算に算入される。

本社債の利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の租税は課されない。

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
22億円	770万円	21億9,230万円

(2) 手取金の使途

本社債の発行による手取金（純額）は、発行会社の一般事業目的に使用される。

< フランス電力第 8 回円貨社債（2023）に関する情報 >

別段の記載がある場合を除き、< フランス電力第 8 回円貨社債（2023）に関する情報 > で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

1 社債（短期社債を除く。）の募集

以下は、フランス電力（以下「発行会社」という。）が発行するフランス電力第 8 回円貨社債（2023）（以下「本社債」という。）についての記載である。

銘 柄	フランス電力第 8 回円貨社債（2023）(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	44億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	44億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年1.695%
利払日	毎年 6 月28日 および12月28日	償還期限	2033年 6 月28日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2023年 6 月22日	払込期日	2023年 6 月28日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内の本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構（下記「振替機関」において定義される。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン（以下「保振機構業務規程等」という。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「保振機構」という。）(注)	東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(注) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、保振機構には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなされる。

公告の方法

社債要項（下記「財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務」において定義される。）に基づき義務付けられるまたは本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各 1 回これを行う。本社債の社

債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務」において定義される。）がこれを行うものとする。

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「幹事会社」と総称する。）		引受金額 （百万円）	元引受けの条件
会 社 名	住 所		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と幹事会社との間で2023年６月22日に調印された元引受契約に従い幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。本社債に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料は、本社債の総額の0.40％に相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
（上記３社を「共同主幹事会社」と総称する。）			
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目４番５号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号		
合 計		4,400	

財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務

名 称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。

(1) 委託の条件

財務代理人は、本社債の要項（以下「社債要項」という。）、発行会社および財務代理人間の2023年６月22日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。

(2) 財務代理人の職務の内容

(a) 財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。財務代理契約（社債要項を含む。）の写し

は、本社債の償還期日から1年後までの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

(b) 本社債については、社債の管理会社は設置されない。

(c) 発行会社は、財務代理人の任命を変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対し公告する。

(d) 保振機構が発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合には、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

(e) 上記(c)または(d)に従って発行会社が後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命した場合には、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、財務代理人の地位を承継し、財務代理人と代替し、社債要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

(1) 本社債の利息は2023年6月29日（その日を含む。）から2033年6月28日（その日を含む。）（ただし、下記「利息支払の方法 - (2)」に従う。）までこれを付し、毎年6月28日および12月28日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を後払いする。本「利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に支払われる利息の総額は、保振機構業務規程等に従って計算される。

(2) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債要項に従った本社債の償還を怠ったときは、償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率により利息が支払われる。ただし、その期間は、（保振機構業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人（以下「支払代理人」という。）が、自己が受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払 - (c)」の規定に従い最終の公告を行った日以後14日間を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2033年6月28日に本社債の金額と等しい金額で償還される。

(2) 税制上の理由による償還

(i) 本社債の発行日以後に有効となった、(i) フランス共和国もしくはその下部行政主体もしくはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局の法令もしくは裁定の変更もしくは改正、または(ii) かかる法令もしくは裁定（管轄裁判所の判示を含む。）の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、発行会社が下記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に従い、次の利払日に追加額（下記「摘要 - (3) 税制

上の理由による追加支払」において定義される。)の支払義務を負った場合または負うことになる場合、本社債は、以下に記載する事前の償還の公告を本社債権者に対し行うことにより、その全部(一部は不可)を以下の償還価額に償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して、発行会社の選択によりいつでも償還することができる。ただし、かかる追加額の支払義務が、発行会社がそのとり得る合理的な手段をとることにより回避できないことを条件とする。

2024年6月27日以前	本社債の金額の102.25%
2024年6月28日から2025年6月27日まで	本社債の金額の102.00%
2025年6月28日から2026年6月27日まで	本社債の金額の101.75%
2026年6月28日から2027年6月27日まで	本社債の金額の101.50%
2027年6月28日から2028年6月27日まで	本社債の金額の101.25%
2028年6月28日から2029年6月27日まで	本社債の金額の101.00%
2029年6月28日から2030年6月27日まで	本社債の金額の100.75%
2030年6月28日から2031年6月27日まで	本社債の金額の100.50%
2031年6月28日から2032年6月27日まで	本社債の金額の100.25%
2032年6月28日以降	本社債の金額の100.00%

前段落に従い償還の公告を本社債権者に対して行うに先立ち、発行会社は財務代理人に対し、発行会社がかかる償還を行う権利があり、かつかかる償還を行うことを選択した旨および発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す事実を本社債の償還予定期日とともに記載した、発行会社の権限ある役員が署名した証明書、および発行会社が前段落に記載される変更または改正の結果、当該追加額の支払義務を負っている旨または負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による意見書を提出しなければならない。かかる証明書および意見書は英文で作成されるものとする。

(11) 発行会社が下記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に基づき追加額の支払義務を負うこととなったが、フランスの税務に関して定評ある独立の法律顧問の意見によれば、発行会社がフランス法上、当該追加額の全部または一部の支払を禁じられる場合、発行会社は、財務代理人に対し、発行会社が当該追加額の支払義務を負うにもかかわらず、フランス法上当該追加額の支払を禁じられる旨および本社債の償還予定期日を記載した書面による通知をした上で、実務上可能な限り速やかに、ただし(i)発行会社に当該追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生日または(ii)当該フランス法が有効となる日のいずれか遅い方から40日目の日以前に、以下に記載する事前の償還の公告を本社債権者に対し行うことにより、本社債の全部(一部は不可)を当該償還時に適用ある上記のいずれかの償還価額に償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して(ただし、適用あるフランス法に従い)償還する。かかる通知には、発行会社が追加額の支払義務を負うこととなり、かつその支払がフランス法上禁じられている旨ならびにかかる禁止および償還の義務の原因となった事実および事情を合理的な範囲で詳細に(償還予定期日とともに)記載し、発行会社の権限ある役員が署名した証明書、ならびにフランスの税務に関して定評ある独立の法律顧問のかかる旨を確認する意見書を添付しなければならない。かかる証明書および意見書は英文で作成されるものとする。

本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づいて提供される証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ本社債の償還期日から1か月後までの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づいて財務代理人に対して行ういかなる通知も償還予定期日の少なくとも30日前までに行い、かかる償還予定期日の少なくとも14日前までにこれを本社債権者に対して公告する。当該償還予定期日は営業日(下記「摘要 - (4) 支払 - (b)」において定義される。)であるものとし、財務代理人に対する当該通知および本社債権者に対する公告は取消不能とする。

本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする（ただし、上記に別段の定めがある場合を除く。）。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、本社債の元金には、本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づき支払われるべきプレミアムがある場合、これを含むものとみなす。

(3) 買入消却

発行会社は、公開の市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れることができ、買入れた本社債を保有、転売または消却することができる。ただし、適用ある法令に別段の定めがある場合はこの限りでなく、また保振機構業務規程等の規定に従わなければならない。

(4) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

担保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ無担保（ただし、下記「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」に従う。）の債務を構成し、その相互の間において優劣なく現在および将来において同順位であり、また（その時々フランス法上の強行規定による例外の適用を条件に）発行会社の他のすべての現在または将来の無担保かつ非劣後の債務と現在および将来において同等かつ同順位である。

財務上の特約

(1) 担保提供制限

発行会社は、本社債に未償還残高（以下に定義する。）がある限り、その特定債務（以下に定義する。）または特定債務に関する保証もしくは補償を担保するために、その現在または将来の事業、収益または資産の全部または一部に対して、同時に本社債に同一の担保権を設定することなく、いかなる抵当権、負担、質権またはその他の担保権も設定せず、または存在させないことに合意している。

本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および下記「摘要 - (2) 債務不履行事由」において、「特定債務」とは、発行会社の債務で、それぞれボンド、ノート、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストック、券面またはその他の証書の形式によるかまたはこれらにより表章されるもので、いずれかの証券取引所または証券市場（店頭市場を含むが、これに限定されない。）において上場、建値もしくは取引されているか、またはその可能性のあるものをいう。

疑義を避けるために付言すると、特定債務には、発行会社が随時発行することのある、振替制度の下で取引される無券面の債務証券に基づく発行会社の負債を含むものとする。

社債要項において、「未償還残高」とは、(a) 社債要項に基づき償還されたもの、(b) 償還期日が到来し、償還資金（本社債に関して償還期日までに発生するすべての経過利息および当該償還期日以降に支払われる利息を含む。）が機構加入者に有効に支払われたもの、(c) 無効になったものまたは支払請求権につき時効により消滅したもの、および(d) 社債要項で定めるところにより買入消却されたもの以外のすべての発行済みの本社債をいう。

本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」に基づき本社債に担保権が設定された場合は、発行会社は、本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および適用ある法令に従って、当該担保権の設定および対抗要件具備に必要なものを含む（ただしこれらに限定されない。）一切の措置および手続をとり、またはとらしめるものとする。当該担保権の有効な設定および対抗要件具備を含む当該手続が完了した場合、発行会社は、当該担保権が本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および適用ある法令に従って適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用（上記公告に関する費用を含む。）は、これを発行会社の負担とする。

(2) その他の条項

該当事項なし。

社債権者集会

本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書（下記「摘要 - (2) 債務不履行事由 - (b)」において定義される。）を提示するものとする。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。ただし、社債要項の修正については、本社債に基づく本社債権者の権利放棄を除き、発行会社の同意を必要とする。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人が発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定める規定および手続に従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに関連する保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し関連する保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、かかる保有証明書を（場合に応じ）保振機構または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - (4) 支払 - (a)」において定義される。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払の猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表本社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席しまた議決権を行使したものとみなされる。

上記の規定にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面または（発行会社が電磁的方法によるその同意の意思表示を認める場合は）電磁的方法によりその同意の意思表示をした場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。

本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対し、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法が認める限度において拘束力を有し、その執行は代表本社債権者または決議執行者がこれにあたる。

本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

社債権者集会は日本国東京都において開催される。

本「社債権者集会」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

準拠法及び管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のその時々住所（現住所は、〒100-8136 日本国東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

摘要

(1) 取得格付

(a) 信用格付業者による信用格付

本社債に関して、発行会社は、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からAAの格付を2023年6月22日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおりである。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録格付業者による信用格付

発行会社は、本社債に関して、格付の付与をムーディーズ・フランス・エス・エー・エス（以下「ムーディーズ」という。）、S&P グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）およびフィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド（以下「フィッチ」という。）に依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、ムーディーズからBaa1の長期発行体格付（見通しは安定的）を、S&PからBBBの長期発行体格付（見通しは安定的）を、フィッチからBBB+の長期発行体格付（見通しは安定的）をそれぞれ付与されており、本書の日付現在、かかる長期発行体格付に変更はない。

本書の日付現在、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは金商法第66条の27に基づく登録がなされていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）である。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、また金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有している。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチの各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で、（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、（ii）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け情報」

（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および（iii）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(2) 債務不履行事由

以下に掲げる事由または状況（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由となる。

- (a) (i)発行会社が本社債のいずれかに関する元金の支払をその支払期日に行わなかった場合、または
(ii)発行会社が本社債の全部もしくはそのいずれかに関する利息の支払をその支払期日から15日間以内に行わない場合。

- (b) 発行会社が本社債に基づくまたは本社債に関するその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ（かかる不履行が治癒不可能な場合を除き（この場合、下記の継続または通知を要しない。））発行会社が本社債権者によるかかる不履行を特定する書面による通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保振機構または（場合により）関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）を財務代理人の本店において受領した後30日間当該不履行が継続している場合。

- (c) (i)発行会社の特定債務（上記「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」において定義される。）（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）のいずれかが所定の満期もしくは（場合により）期限前償還日から30日以内に、もしくは（場合により）適用あるこれより長期の猶予期間内に支払われない場合、(ii)発行会社の特定債務（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）のいずれかがそれに基づく債務不履行（該当する猶予期間内に治癒されない場合）の結果所定の満期より前に期限の利益を喪失した場合、または(iii)発行会社が特定債務（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）の保証に基づき支払うべき金額を支払期限に支払わない場合。ただし、それぞれの場合において発行会社がいずれかの金額の支払義務または返済義務について誠実に争っているときを除く。

(d) 発行会社についてその法的清算 (liquidation judiciaire) もしくは法的再生 (redressement judiciaire) に基づくその事業全部の移転 (cession totale de l'entreprise à la suite d'un plan de cession) のための裁判所決定が下された場合、発行会社がこれらと同等の法的手続の対象となった場合、法的手続外で発行会社が債権者のために任意の移転、譲渡その他の取決めを行ったかもしくは債権者との和解を行った場合、または発行会社が任意清算 (liquidation amiable) もしくは解散 (dissolution) を行った場合。

本社債のいずれかについていずれかの債務不履行事由が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人の本店において、それぞれの債務不履行事由とそれが「期限の利益喪失通知」である旨を明記した発行会社に対する書面による通知 (受領時に効力を生じる。) をすることにより (当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。)、当該本社債権者が保有する本社債およびこれに対してその時まで発生するすべての経過利息について期限の利益の喪失を宣言することができ、これにより当該本社債の金額および当該利息は直ちに支払われるものとする。ただし、これに先立って本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。発行会社に関する上記(d)に掲げる債務不履行事由が発生し、継続している場合は、未償還の本社債すべてに係る未払元金および経過利息は、その事実自体により期限の利益を喪失し、本社債権者によるいかなる宣言その他の行為をも要することなく、直ちに支払われるものとする。

(i) 上記(b)ないし(d)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(ii)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかとなる事態が存在する場合、発行会社は、直ちに (ただし、上記(ii)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに)、かかる事由または事態を財務代理人に通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由または時の経過によりかかる事由となる事態が発生し継続している場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に通知し、かつ本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - (2) 債務不履行事由」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(3) 税制上の理由による追加支払

本社債について支払われるべき金額 (元金、利息またはその他に関するかを問わない。) はすべて、フランス共和国もしくはその下部行政主体もしくはそれらの域内もしくはそれらの課税権限を有する当局もしくは機関により、またはそれらのために賦課もしくは徴収される現在または将来の公租公課または政府賦課金 (性質の如何を問わない。) のための源泉徴収または控除 (以下「課税控除」という。) を行うことなく支払われる。ただし、法律により、かかる課税控除が要求される場合はこの限りでない。フランス法により、いずれかの本社債に関する元金または利息の支払が課税控除の対象となることが要求される場合、発行会社は、その時点で法律が最大限認める限度において、かかる課税控除が要求されなければ本社債権者が受領したであろう金額を当該本社債権者が受領することになる追加額 (以下「追加額」という。) を支払う。ただし、いずれかの本社債について、(i) 単に本社債を保有していること以外にフランス共和国と何らかの関連を有していることを理由として、当該本社債に関してかかる課税控除に服する本社債権者もしくはかかる本社債権者を代理する第三者に対して支払が行われる場合、または(ii) (a) フランス一般租税法第238-0のA条に定められたリスト (かかるリストは随時改訂される。) に記載された非協力国もしくは非協力地域 (Etat ou territoire non coopératif) もしくは同法第238のA条において意味する低税率の管轄区域 (以下「非適格地域」という。) に所在する金融機関に本社債権者の名義で開設された口座もしくは本社債権者のために開設された口座に対して支払がなされることもしくは (b) 非適格地域に居住する本社債権者もしくは非適格地域において設立された本社債権者に対して支払がなされることのみを理由としてかかる課税控除が課される場合には、上記の追加額は支払われない。

発行会社が、フランス共和国以外のまたは追加的な課税管轄に一般的に服することとなった場合にはいつでも、上記「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」および本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」におけるフランス共和国の文言は、フランス共和国および / または当該他の管轄と読み替え、解釈されるものとする。

本「1 社債 (短期社債を除く。) の募集」において元金または利息には、本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(4) 支払

- (a) 本社債の元金および利息の支払は、支払代理人により、振替法および保振機構業務規程等に従って、本社債権者に対し、本社債権者が機構加入者である場合は直接、またそれ以外の場合には、本社債権者が本社債を記録させるために口座を開設した関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて、行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払に必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (b) 本社債の元利金の支払期日が日本国東京都における銀行の営業日（以下「営業日」という。）でない場合、本社債権者は翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払を受ける権利を有せず、またかかる支払の繰延べに伴う追加利息またはその他の追加支払を受ける権利も有しない。
- (c) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後、実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに実際の支払日の公告を行う。かかる受領の時点でかかる支払方法または支払日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人はかかる金額の受領ならびに決定された範囲内でのかかる支払方法および支払日の公告を行い、後日、その決定後速やかに、かかる支払方法および／または支払日について、本社債権者に対して公告を行う。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(5) 時効

本社債の支払請求権の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(6) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および維持し、その本店に備置く。

(7) 通貨の補償

本社債の元利金または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは補填されたいかなる金額も日本円建てで受領したまたは補填された金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対し、(i)かかる判決もしくは命令（またはその一部）のために日本円以外の通貨で表示されている金額に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決もしくは命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律が認める限度において、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有するものとする。

(8) 本社債の社債券

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払の方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他のすべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。社債要項とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および市場慣行が優先するものとする。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を速やかに本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の当初発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(9) フランスの租税

以下は、()日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約および2007年1月11日付の日仏租税条約を改正する議定書(以下「日仏租税条約」と総称する。)上の日本国の居住者、ならびに()日仏租税条約の恩恵を受ける資格を有する者による本社債の取得、保有および処分に関して適用されうるフランスの租税上の一定の結果に限定した一般的な記述である。

かかる記述は、現在有効であり、かつフランス税務当局により適用されているフランスの税法令(これらはすべて改正または異なる解釈が行われる可能性がある。)および日仏租税条約の規定に基づいている。

以下の記述は一般的な情報であり、特定の状況下で特定の本社債権者に関連しうる、フランスの税法および日仏租税条約に基づくあらゆる税務問題を扱うことを意図していない。

(a) 本社債の元金に対する課税

発行会社による本社債に関する元金の支払は、フランス一般租税法第125のA条に定める源泉徴収税の対象とならない。

(b) 本社債の利息に対する課税

発行会社による本社債に関する利息その他の所得の支払は、当該支払がフランス国外で、フランス一般租税法第238-0のA条に定める意味における非協力国もしくは地域(*État ou territoire non coopératif*)(以下「非協力国」という。)(フランス一般租税法の同第238-0のA条第2項の2の2°に記載されるもの⁽¹⁾を除く。)においてなされない限り、フランス一般租税法第125のA条に定める源泉徴収税の対象とならない。もし本社債に基づくかかる支払が非協力国において行われる場合は、フランス一般租税法第125のA条に基づき、本社債権者の税務上の居住地にかかわらず75%の源泉徴収税が適用される(ただし、以下に規定する例外規定のいくつかおよび日仏租税条約のより有利な規定に従う。)

さらに、フランス一般租税法第238のA条に従い、かかる本社債に係る利息およびその他の所得は、それが()非協力国(フランス一般租税法第238-0のA条第2項の2の2°に定めるものを含む。)において居住し、もしくは設立された者に対して支払われ、もしくは発生した場合、または()当該非協力国に所在する金融機関に開設された銀行口座に支払われた場合は、発行会社の課税所得から控除することはできない(以下「控除対象外所得」という。)。一定の条件の下では、控除できない利息およびその他の所得はフランス一般租税法第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息およびその他の所得は、()フランス税法上の居住者でない個人が受領する支払の場合は12.8%、()フランス税法上の居住者でない法人が受領する支払の場合は25%、または()フランス国外で、非協力国(フランス一般租税法第238-0のA条第2項の2の2°に定めるものを除く。)においてなされた支払の場合には75%(一部の例外および適用ある二重課税回避条約の規定に服する。)の税率で、フランス一般租税法第119条の2の2に規定する源泉徴収税の対象となることがある。

上記にかかわらず、発行会社が、本社債の発行の主たる目的および効果が非協力国における利息その他の所得の支払を許容するものではないことを証明できる場合、当該支払が非協力国において住所を有しもしくは設立された者になされるか、またはかかる非協力国において支払がなされるということのみを理由として、フランス一般租税法第125のA条に定める75%の源泉徴収税または(該当する利息もしくはその他の所得が真正な取引に関連するものであり、異常なもしくは過大な金額でない場合に限り)フランス一般租税法第238のA条に規定される控除対象外所得およびこれに伴うフランス一般租税法第119条の2の2に規定する源泉徴収税のいずれも、本社債の発行について適用されない(以下「例外規定」という。)。本社債が下記のいずれかに該当する場合、フランス税務当局により発出された通達(BOI-INT-DG-20-50-30-14/06/2022第150号)に従い、本社債の発行は、発行会社が本社債発行の目的および効果の証明を要することなく、例外規定の恩恵を受けることになる。

()本社債の募集が、フランス通貨金融法典第L.411-1条に定める意味における公募により、または非協力国以外の国における同等の募集に従って行われる場合。ここにおいて「同等の募集」とは、国外の証券市場当局によるまたはこれに対する募集に係る書類の登録または提出を要する募集をいう。

()本社債が規制市場またはフランス共和国内もしくは国外の多角的証券取引システムにおいて取引されることが認められている場合。ただし、かかる市場またはシステムが非協力国に存在するものではなく、かかる市場の運営が市場オペレーターもしくは投資サービス提供者またはその他国外の類似の事業体により行われており、さらに、かかる市場オペレーター、投資サービス提供者または事業体が非協力国に存在するものではない場合に限る。

() 本社債についてその発行時に、(フランス通貨金融法典第L.561-2条に定める意味における) 中央預託機関、証券決済および受渡・支払システム・オペレーターまたは1社以上の国外の類似の預託機関もしくはオペレーター(ただし、かかる預託機関もしくはオペレーターが非協力国に存在するものではない場合に限る。) の決済業務が認められた場合。

- (1) フランス一般租税法第238-0のA条に記載される非協力国の一覧は、原則的に毎年、政令によって更新される。フランスの一覧は、直近では2023年2月3日付命令により更新されており、当該時点では英領ヴァージン諸島、アンギラ、パナマ、セーシェル共和国、バハマ国、タークス・カイコス諸島、バヌアツ共和国、フィジー共和国、グアム、米領ヴァージン諸島、パラオ共和国、米領サモア、サモア独立国およびトリニダード・トバゴ共和国が含まれている。

(c) 譲渡所得税

日仏租税条約に従って、日本の本社債権者が保有する本社債の売却または処分から得る利益は、フランスの租税に服さない。

(10) 日本国の租税

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のある日本国の租税の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本書の日付現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは、現在以下のとおりである。

本社債の利息は、日本の現行税法の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、日本の現行税法の定めるところにより、15%の国税である所得税(居住者の場合は、他に地方税5%)の源泉徴収税が課される。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までの期間に行われる所得税を源泉徴収することとされている支払(下記に述べる譲渡損益に係る支払を含む。)については復興特別所得税の対象となるため、15%の所得税率に基づく所得税額に2.1%の税率による復興特別所得税が課される。なお、日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息については、上記の所得税15%、復興特別所得税(所得税額の2.1%)および地方税5%の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、申告不要制度の適用を選択することも可能であり、その場合は日本国の居住者の利子所得に係る課税関係は源泉徴収によって完了する。

内国法人の場合は、本社債の利息はその課税所得に算入され、法人税の対象となるが、当該源泉徴収税額を一定の制限のもとで法人税から控除することができる。

日本国の居住者に係る本社債の譲渡損益(本社債の償還等により支払を受ける金額については本社債の譲渡損益とみなされる。)については、上記の所得税、復興特別所得税および地方税の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、かかる譲渡損益については、源泉徴収選択口座内で取引する場合は申告不要制度の適用を選択することも可能であり、その場合は課税関係は源泉徴収によって完了する。また、本社債に係る譲渡損益および利子所得は、一定の条件のもとにこれらの所得間ならびに一定の他の有価証券に係る譲渡損益および利子・配当所得との損益通算および(本社債の譲渡損失の金額のうちその年に損益通算をしても控除しきれない金額については)3年間の繰越控除が認められる。

内国法人の場合は、本社債の譲渡損益および償還等に係る差損益は、法人税の課税所得の計算に算入される。

本社債の利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の租税は課されない。

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
44億円	1,760万円	43億8,240万円

(2) 手取金の使途

本社債の発行による手取金（純額）は、発行会社の一般事業目的に使用される。

< フランス電力第9回円貨社債（2023）に関する情報 >

別段の記載がある場合を除き、< フランス電力第9回円貨社債（2023）に関する情報 > で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

1 社債（短期社債を除く。）の募集

以下は、フランス電力（以下「発行会社」という。）が発行するフランス電力第9回円貨社債（2023）（以下「本社債」という。）についての記載である。

銘 柄	フランス電力第9回円貨社債（2023）(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	11億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	11億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年2.328%
利払日	毎年6月28日 および12月28日（ただし、最終の利払日は2043年6月26日）	償還期限	2043年6月26日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2023年6月22日	払込期日	2023年6月28日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内の本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構（下記「振替機関」において定義される。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン（以下「保振機構業務規程等」という。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「保振機構」という。）(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、保振機構には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなされる。

公告の方法

社債要項（下記「財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務」において定義される。）に基づき義務付けられるまたは本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各１回これを行う。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務」において定義される。）がこれを行うものとする。

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「幹事会社」と総称する。）		引受金額 （百万円）	元引受けの条件
会 社 名	住 所		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と幹事会社との間で2023年６月22日に調印された元引受契約に従い幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。本社債に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料は、本社債の総額の0.55％に相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
（上記３社を「共同主幹事会社」と総称する。）			
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目４番５号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号		
合 計		1,100	

財務代理人・発行代理人兼支払代理人とその職務

名 称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。

(1) 委託の条件

財務代理人は、本社債の要項（以下「社債要項」という。）、発行会社および財務代理人間の2023年６月22日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。

(2) 財務代理人の職務の内容

- (a) 財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。財務代理契約（社債要項を含む。）の写しは、本社債の償還期日から1年後までの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。
- (b) 本社債については、社債の管理会社は設置されない。
- (c) 発行会社は、財務代理人の任命を変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対し公告する。
- (d) 保振機構が発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合には、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。
- (e) 上記(c)または(d)に従って発行会社が後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命した場合には、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、財務代理人の地位を承継し、財務代理人と代替し、社債要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

- (1) 本社債の利息は2023年6月29日（その日を含む。）から2043年6月26日（その日を含む。）（ただし、下記「利息支払の方法 - (2)」に従う。）までこれを付し、毎年6月28日および12月28日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を後払いする。ただし、最終の利息は、2042年12月29日（その日を含む。）から2043年6月26日（その日を含む。）までの期間について2043年6月26日に支払う。本「利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に支払われる利息の総額は、保振機構業務規程等に従って計算される。

- (2) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債要項に従った本社債の償還を怠ったときは、償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率により利息が支払われる。ただし、その期間は、（保振機構業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人（以下「支払代理人」という。）が、自己が受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払 - (c)」の規定に従い最終の公告を行った日以後14日間を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2043年6月26日に本社債の金額と等しい金額で償還される。

(2) 税制上の理由による償還

(I) 本社債の発行日以後に有効となった、(i)フランス共和国もしくはその下部行政主体もしくはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局の法令もしくは裁定の変更もしくは改正、または(ii)かかる法令もしくは裁定（管轄裁判所の判示を含む。）の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、発行会社が出記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に従い、次の利払日に追加額（出記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」において定義される。）の支払義務を負った場合または負うことになる場合、本社債は、以下に記載する事前の償還の公告を本社債権者に対し行うことにより、その全部（一部は不可）を以下の償還価額に償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して、発行会社の選択によりいつでも償還することができる。ただし、かかる追加額の支払義務が、発行会社がそのとり得る合理的な手段をとることにより回避できないことを条件とする。

2024年6月27日以前	本社債の金額の104.75%
2024年6月28日から2025年6月27日まで	本社債の金額の104.50%
2025年6月28日から2026年6月27日まで	本社債の金額の104.25%
2026年6月28日から2027年6月27日まで	本社債の金額の104.00%
2027年6月28日から2028年6月27日まで	本社債の金額の103.75%
2028年6月28日から2029年6月27日まで	本社債の金額の103.50%
2029年6月28日から2030年6月27日まで	本社債の金額の103.25%
2030年6月28日から2031年6月27日まで	本社債の金額の103.00%
2031年6月28日から2032年6月27日まで	本社債の金額の102.75%
2032年6月28日から2033年6月27日まで	本社債の金額の102.50%
2033年6月28日から2034年6月27日まで	本社債の金額の102.25%
2034年6月28日から2035年6月27日まで	本社債の金額の102.00%
2035年6月28日から2036年6月27日まで	本社債の金額の101.75%
2036年6月28日から2037年6月27日まで	本社債の金額の101.50%
2037年6月28日から2038年6月27日まで	本社債の金額の101.25%
2038年6月28日から2039年6月27日まで	本社債の金額の101.00%
2039年6月28日から2040年6月27日まで	本社債の金額の100.75%
2040年6月28日から2041年6月27日まで	本社債の金額の100.50%
2041年6月28日から2042年6月27日まで	本社債の金額の100.25%
2042年6月28日以降	本社債の金額の100.00%

前段落に従い償還の公告を本社債権者に対して行うに先立ち、発行会社は財務代理人に対し、発行会社がかかる償還を行う権利があり、かつかかる償還を行うことを選択した旨および発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す事実を本社債の償還予定期日とともに記載した、発行会社の権限ある役員が署名した証明書、および発行会社が前段落に記載される変更または改正の結果、当該追加額の支払義務を負っている旨または負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による意見書を提出しなければならない。かかる証明書および意見書は英文で作成されるものとする。

(II) 発行会社が出記「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に基づき追加額の支払義務を負うこととなったが、フランスの税務に関して定評ある独立の法律顧問の意見によれば、発行会社がフランス法上、当該追加額の全部または一部の支払を禁じられる場合、発行会社は、財務代理人に対し、発行会社が当該追加額の支払義務を負うにもかかわらず、フランス法上当該追加額の支払を禁じられる旨および本社債の償還予定期日を記載した書面による通知をした上で、実務上可能な限り速やかに、ただし(i)発行会社に当該追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生日または(ii)当該フランス法が有効となる日のいずれか遅い方から40日目の日以前に、以下に記載する事前の償還の公告を本社債権者に対し行うことにより、本社債

の全部（一部は不可）を当該償還時に適用ある上記のいずれかの償還価額に償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して（ただし、適用あるフランス法に従い）償還する。かかる通知には、発行会社が追加額の支払義務を負うこととなり、かつその支払がフランス法上禁じられている旨ならびにかかる禁止および償還の義務の原因となった事実および事情を合理的な範囲で詳細に（償還予定期日とともに）記載し、発行会社の権限ある役員が署名した証明書、ならびにフランスの税務に関して定評ある独立の法律顧問のかかる旨を確認する意見書を添付しなければならない。かかる証明書および意見書は英文で作成されるものとする。

本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づいて提供される証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ本社債の償還期日から1か月後までの間その本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は、本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づいて財務代理人に対して行ういかなる通知も償還予定期日の少なくとも30日前までに行い、かかる償還予定期日の少なくとも14日前までにこれを本社債権者に対して公告する。当該償還予定期日は営業日（下記「摘要 - (4) 支払 - (b)」において定義される。）であるものとし、財務代理人に対する当該通知および本社債権者に対する公告は取消不能とする。

本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする（ただし、上記に別段の定めがある場合を除く。）。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、本社債の元金には、本「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」に基づき支払われるべきプレミアムがある場合、これを含むものとみなす。

(3) 買入消却

発行会社は、公開の市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れることができ、買入れた本社債を保有、転売または消却することができる。ただし、適用ある法令に別段の定めがある場合はこの限りでなく、また保振機構業務規程等の規定に従わなければならない。

(4) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

担保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ無担保（ただし、下記「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」に従う。）の債務を構成し、その相互の間において優劣なく現在および将来において同順位であり、また（その時々フランス法上の強行規定による例外の適用を条件に）発行会社の他のすべての現在または将来の無担保かつ非劣後の債務と現在および将来において同等かつ同順位である。

財務上の特約

(1) 担保提供制限

発行会社は、本社債に未償還残高（以下に定義する。）がある限り、その特定債務（以下に定義する。）または特定債務に関する保証もしくは補償を担保するために、その現在または将来の事業、収益または資産の全部または一部に対して、同時に本社債に同一の担保権を設定することなく、いかなる抵当権、負担、質権またはその他の担保権も設定せず、または存在させないことに合意している。

本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および下記「摘要 - (2) 債務不履行事由」において、「特定債務」とは、発行会社の債務で、それぞれボンド、ノート、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストック、券面またはその他の証書の形式によるかまたはこれらにより表章されるもので、いずれ

かの証券取引所または証券市場（店頭市場を含むが、これに限定されない。）において上場、建値もしくは取引されているか、またはその可能性のあるものをいう。

疑義を避けるために付言すると、特定債務には、発行会社が随時発行することのある、振替制度の下で取引される無券面の債務証券に基づく発行会社の負債を含むものとする。

社債要項において、「未償還残高」とは、(a) 社債要項に基づき償還されたもの、(b) 償還期日が到来し、償還資金（本社債に関して償還期日までに発生するすべての経過利息および当該償還期日以降に支払われる利息を含む。）が機構加入者に有効に支払われたもの、(c) 無効になったものまたは支払請求権につき時効により消滅したもの、および(d)社債要項で定めるところにより買入消却されたもの以外のすべての発行済みの本社債をいう。

本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」に基づき本社債に担保権が設定された場合は、発行会社は、本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および適用ある法令に従って、当該担保権の設定および対抗要件具備に必要なものを含む（ただしこれらに限定されない。）一切の措置および手続をとり、またはとらしめるものとする。当該担保権の有効な設定および対抗要件具備を含む当該手続が完了した場合、発行会社は、当該担保権が本「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」および適用ある法令に従って適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用（上記公告に関する費用を含む。）は、これを発行会社の負担とする。

(2) その他の条項

該当事項なし。

社債権者集会

本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書（下記「摘要 - (2) 債務不履行事由 - (b)」において定義される。）を提示するものとする。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。ただし、社債要項の修正については、本社債に基づく本社債権者の権利放棄を除き、発行会社の同意を必要とする。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人が発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定める規定および手続に従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに関連する保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し関連する保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、かかる保有証明書を（場合に応じ）保振機構または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - (4) 支払 - (a)」において定義される。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払の猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）

(b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為

(c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授権される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表本社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授権される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席しまた議決権を行使したものとみなされる。

上記の規定にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面または（発行会社が電磁的方法によるその同意の意思表示を認める場合は）電磁的方法によりその同意の意思表示をした場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。

本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対し、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法が認める限度において拘束力を有し、その執行は代表本社債権者または決議執行者がこれにあたる。

本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

社債権者集会は日本国東京都において開催される。

本「社債権者集会」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

準拠法及び管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のその時々住所（現住所は、〒100-8136 日本国東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

摘要

(1) 取得格付

(a) 信用格付業者による信用格付

本社債に関して、発行会社は、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）であ

る株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からAAの格付を2023年6月22日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおりである。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録格付業者による信用格付

発行会社は、本社債に関して、格付の付与をムーディーズ・フランス・エス・エー・エス（以下「ムーディーズ」という。）、S&P グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）およびフィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド（以下「フィッチ」という。）に依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、ムーディーズからBaa1の長期発行体格付（見通しは安定的）を、S&PからBBBの長期発行体格付（見通しは安定的）を、フィッチからBBB+の長期発行体格付（見通しは安定的）をそれぞれ付与されており、本書の日付現在、かかる長期発行体格付に変更はない。

本書の日付現在、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは金商法第66条の27に基づく登録がなされていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）である。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、また金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有している。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチの各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で、()ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、(ii) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け情報」

（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および(iii)フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(2) 債務不履行事由

以下に掲げる事由または状況（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由となる。

- (a) (i)発行会社が本社債のいずれかに関する元金の支払をその支払期日に行わなかった場合、または
(ii)発行会社が本社債の全部もしくはそのいずれかに関する利息の支払をその支払期日から15日間以内に行わない場合。
- (b) 発行会社が本社債に基づくまたは本社債に関するその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ（かかる不履行が治癒不可能な場合を除き（この場合、下記の継続または通知を要しない。））発行会社が本社債権者によるかかる不履行を特定する書面による通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保振機構または（場合により）関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）を財務代理人の本店において受領した後30日間当該不履行が継続している場合。
- (c) (i)発行会社の特定債務（上記「財務上の特約 - (1) 担保提供制限」において定義される。）（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）のいずれかが所定の満期もしくは（場合により）期限前償還日から30日以内に、もしくは（場合により）適用あるこれより長期の猶予期間内に支払われない場合、(ii)発行会社の特定債務（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）のいずれかがそれに基づく債務不履行（該当する猶予期間内に治癒されない場合）の結果所定の満期より前に期限の利益を喪失した場合、または(iii)発行会社が特定債務（残高が100,000,000ユーロ超または他の通貨による相当額の特定債務）の保証に基づき支払うべき金額を支払期限に支払わない場合。ただし、それぞれの場合において発行会社がいずれかの金額の支払義務または返済義務について誠実に争っているときを除く。
- (d) 発行会社についてその法的清算（liquidation judiciaire）もしくは法的再生（redressement judiciaire）に基づくその事業全部の移転（cession totale de l'entreprise à la suite d'un plan de cession）のための裁判所決定が下された場合、発行会社がこれらと同等の法的手続の対象となった場合、法的手続外で発行会社が債権者のために任意の移転、譲渡その他の取決めを行ったかもしくは債権者との和解を行った場合、または発行会社が任意清算（liquidation amiable）もしくは解散（dissolution）を行った場合。

本社債のいずれかについていずれかの債務不履行事由が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人の本店において、それぞれの債務不履行事由とそれが「期限の利益喪失通知」である旨を明記した発行会社に対する書面による通知（受領時に効力を生じる。）をすることにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。）、当該本社債権者が保有する本社債およびこれに対してその時まで発生するすべての経過利息について期限の利益の喪失を宣言することができ、これにより当該本社債の金額および当該利息は直ちに支払われるものとする。ただし、これに先立って本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。発行会社に関する上記(d)に掲げる債務不履行事由が発生し、継続している場合は、未償還の本社債すべてに係る未払元金および経過利息は、その事実自体により期限の利益を喪失し、本社債権者によるいかなる宣言その他の行為をも要することなく、直ちに支払われるものとする。

(i)上記(b)ないし(d)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(ii)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかとなる事態が存在する場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記(ii)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由または時の経過によりかかる事由となる事態が発生し継続している場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に通知し、かつ本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - (2) 債務不履行事由」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(3) 税制上の理由による追加支払

本社債について支払われるべき金額（元金、利息またはその他に関するかを問わない。）はすべて、フランス共和国もしくはその下部行政主体もしくはそれらの域内もしくはそれらの課税権限を有する当局もしくは機関により、またはそれらのために賦課もしくは徴収される現在または将来の公租公課または政府賦課金（性質の如何を問わない。）のための源泉徴収または控除（以下「課税控除」という。）を行うことなく支払われる。ただし、法律により、かかる課税控除が要求される場合はこの限りでない。フランス法により、いずれかの本社債に関する元金または利息の支払が課税控除の対象となることが要求される場合、発行会社は、その時点で法律が最大限認める限度において、かかる課税控除が要求されなければ本社債権者が受

領したであろう金額を当該本社債権者が受領することになる追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、いずれかの本社債について、(i)単に本社債を保有していること以外にフランス共和国と何らかの関連を有していることを理由として、当該本社債に関してかかる課税控除に服する本社債権者もしくはかかる本社債権者を代理する第三者に対して支払が行われる場合、または(ii)(a)フランス一般租税法第238-0のA条に定められたリスト（かかるリストは随時改訂される。）に記載された非協力国もしくは非協力地域（Etat ou territoire non coopératif）もしくは同法第238のA条において意味する低税率の管轄区域（以下「非適格地域」という。）に所在する金融機関に本社債権者の名義で開設された口座もしくは本社債権者のために開設された口座に対して支払がなされることもしくは (b)非適格地域に居住する本社債権者もしくは非適格地域において設立された本社債権者に対して支払がなされることのみを理由としてかかる課税控除が課される場合には、上記の追加額は支払われない。

発行会社が、フランス共和国以外のまたは追加的な課税管轄に一般的に服することとなった場合にはいつでも、上記「償還の方法 - (2) 税制上の理由による償還」および本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」におけるフランス共和国の文言は、フランス共和国および／または当該他の管轄と読み替え、解釈されるものとする。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において元金または利息には、本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - (3) 税制上の理由による追加支払」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(4) 支払

(a) 本社債の元金および利息の支払は、支払代理人により、振替法および保振機構業務規程等に従って、本社債権者に対し、本社債権者が機構加入者である場合は直接、またそれ以外の場合には、本社債権者が本社債を記録させるために口座を開設した関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて、行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払に必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債要項に基づくかかる支払義務から免責される。

(b) 本社債の元利金の支払期日が日本国東京都における銀行の営業日（以下「営業日」という。）でない場合、本社債権者は翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払を受ける権利を有せず、またかかる支払の繰延べに伴う追加利息またはその他の追加支払を受ける権利も有しない。

(c) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後、実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに実際の支払日の公告を行う。かかる受領の時点でかかる支払方法または支払日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人はかかる金額の受領ならびに決定された範囲内でのかかる支払方法および支払日の公告を行い、後日、その決定後速やかに、かかる支払方法および／または支払日について、本社債権者に対して公告を行う。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(5) 時効

本社債の支払請求権の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(6) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および維持し、その本店に備置く。

(7) 通貨の補償

本社債の元利金または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは補填されたいかなる金額も日本円建てで受領したまたは補填された金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対し、(i)かかる判決もしくは命令（またはその一部）のために日本円以外の通貨で表示されている金額に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決もしくは命令（または

その一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律が認める限度において、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有するものとする。

(8) 本社債の社債券

本社債の社債券(以下「本社債券」という。)は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払の方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他のすべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。社債要項とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および市場慣行が優先するものとする。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を速やかに本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の当初発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(9) フランスの租税

以下は、()日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約および2007年1月11日付の日仏租税条約を改正する議定書(以下「日仏租税条約」と総称する。)上の日本国の居住者、ならびに()日仏租税条約の恩恵を受ける資格を有する者による本社債の取得、保有および処分に関して適用されうるフランスの租税上の一定の結果に限定した一般的な記述である。

かかる記述は、現在有効であり、かつフランス税務当局により適用されているフランスの税法令(これらはすべて改正または異なる解釈が行われる可能性がある。)および日仏租税条約の規定に基づいている。

以下の記述は一般的な情報であり、特定の状況下で特定の本社債権者に関連しうる、フランスの税法および日仏租税条約に基づくあらゆる税務問題を扱うことを意図していない。

(a) 本社債の元金に対する課税

発行会社による本社債に関する元金の支払は、フランス一般租税法第125のA条 に定める源泉徴収税の対象とならない。

(b) 本社債の利息に対する課税

発行会社による本社債に関する利息その他の所得の支払は、当該支払がフランス国外で、フランス一般租税法第238-0のA条に定める意味における非協力国もしくは地域(*État ou territoire non coopératif*)(以下「非協力国」という。)(フランス一般租税法の同第238-0のA条第2項の2の2°に記載されるもの⁽¹⁾を除く。)においてなされない限り、フランス一般租税法第125のA条 に定める源泉徴収税の対象とならない。もし本社債に基づくかかる支払が非協力国において行われる場合は、フランス一般租税法第125のA条 に基づき、本社債権者の税務上の居住地にかかわらず75%の源泉徴収税が適用される(ただし、以下に規定する例外規定のいくつかおよび日仏租税条約のより有利な規定に従う。)。

さらに、フランス一般租税法第238のA条に従い、かかる本社債に係る利息およびその他の所得は、それが()非協力国(フランス一般租税法第238-0のA条第2項の2の2°に定めるものを含む。)において居住し、もしくは設立された者に対して支払われ、もしくは発生した場合、または()当該非協力国に所在する金融機関に開設された銀行口座に支払われた場合は、発行会社の課税所得から控除することはできない(以下「控除対象外所得」という。)。一定の条件の下では、控除できない利息およびその他の所得はフランス一般租税法第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息およびその他の所得は、()フランス税法上の居住者でない個人が受領する支払の場合は12.8%、()フランス税法上の居住者でない法人が受領する支払の場合は25%、または()フランス国外で、非協力国(フランス一般租税法第238-0のA条第2項の2の2°に定めるものを除く。)に

においてなされた支払の場合には75%（一部の例外および適用ある二重課税回避条約の規定に服する。）の税率で、フランス一般租税法第119条の2の2に規定する源泉徴収税の対象となることがある。

上記にかかわらず、発行会社が、本社債の発行の主たる目的および効果が非協力国における利息その他の所得の支払を許容するものではないことを証明できる場合、当該支払が非協力国において住所を有しもしくは設立された者になされるか、またはかかる非協力国において支払がなされるということのみを理由として、フランス一般租税法第125のA条に定める75%の源泉徴収税または（該当する利息もしくはその他の所得が真正な取引に関連するものであり、異常なもしくは過大な金額でない場合に限り）フランス一般租税法第238のA条に規定される控除対象外所得およびこれに伴うフランス一般租税法第119条の2の2に規定する源泉徴収税のいずれも、本社債の発行について適用されない（以下「例外規定」という。）。本社債が下記のいずれかに該当する場合、フランス税務当局により発出された通達（B01-INT-DG-20-50-30-14/06/2022第150号）に従い、本社債の発行は、発行会社が本社債発行の目的および効果の証明を要することなく、例外規定の恩恵を受けることになる。

（ ）本社債の募集が、フランス通貨金融法典第L.411-1条に定める意味における公募により、または非協力国以外の国における同等の募集に従って行われる場合。ここにおいて「同等の募集」とは、国外の証券市場当局によるまたはこれに対する募集に係る書類の登録または提出を要する募集をいう。

（ ）本社債が規制市場またはフランス共和国内もしくは国外の多角的証券取引システムにおいて取引されることが認められている場合。ただし、かかる市場またはシステムが非協力国に存在するものではなく、かかる市場の運営が市場オペレーターもしくは投資サービス提供者またはその他国外の類似の事業体により行われており、さらに、かかる市場オペレーター、投資サービス提供者または事業体が非協力国に存在するものではない場合に限る。

（ ）本社債についてその発行時に、（フランス通貨金融法典第L.561-2条に定める意味における）中央預託機関、証券決済および受渡・支払システム・オペレーターまたは1社以上の国外の類似の預託機関もしくはオペレーター（ただし、かかる預託機関もしくはオペレーターが非協力国に存在するものではない場合に限る。）の決済業務が認められた場合。

-
- (1) フランス一般租税法第238-0のA条に記載される非協力国の一覧は、原則的に毎年、政令によって更新される。フランスの一覧は、直近では2023年2月3日付命令により更新されており、当該時点では英領ヴァージン諸島、アンギラ、パナマ、セーシェル共和国、パハマ国、タークス・カイコス諸島、バヌアツ共和国、フィジー共和国、グアム、米領ヴァージン諸島、パラオ共和国、米領サモア、サモア独立国およびトリニダード・トバゴ共和国が含まれている。

(c) 譲渡所得税

日仏租税条約に従って、日本の本社債権者が保有する本社債の売却または処分から得る利益は、フランスの租税に服さない。

(10) 日本国の租税

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のある日本国の租税の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本書の日付現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは、現在以下のとおりである。

本社債の利息は、日本の現行税法の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、日本の現行税法の定めるところにより、15%の国税である所得税（居住者の場合は、他に地方税5%）の源泉徴収税が課される。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までの期間に行われる所得税を源泉徴収することとされている支払（下記に述べる譲渡損益に係る支払を含む。）については復興特別所得税の対象となるため、15%の所得税率に基づく所得税額に2.1%の税率による復興特別所得税が課される。なお、日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息については、上記の所得税15%、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および地方税5%の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、申告不要制度の適用を選択することも可能であり、その場合は日本国の居住者の利子所得に係る課税関係は源泉徴収によって完了する。

内国法人の場合は、本社債の利息はその課税所得に算入され、法人税の対象となるが、当該源泉徴収税額を一定の制限のもとで法人税から控除することができる。

日本国の居住者に係る本社債の譲渡損益（本社債の償還等により支払を受ける金額については本社債の譲渡損益とみなされる。）については、上記の所得税、復興特別所得税および地方税の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、かかる譲渡損益については、源泉徴収選択口座内で取引する場合は申告不要制度の適用を選択することも可能であり、その場合は課税関係は源泉徴収によって完了する。また、本社債に係る譲渡損益および利子所得は、一定の条件のもとにこれらの所得間ならびに一定の他の有価証券に係る譲渡損益および利子・配当所得との損益通算および（本社債の譲渡損失の金額のうちその年に損益通算をしても控除しきれない金額については）3年間の繰越控除が認められる。

内国法人の場合は、本社債の譲渡損益および償還等に係る差損益は、法人税の課税所得の計算に算入される。

本社債の利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の租税は課されない。

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
11億円	605万円	10億9,395万円

(2) 手取金の使途

本社債の発行による手取金（純額）は、発行会社の一般事業目的に使用される。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称、ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

下記の文言が発行登録追補目論見書の表紙裏に記載される。

「フランス電力第6回円貨社債（2023）、フランス電力第7回円貨社債（2023）、フランス電力第8回円貨社債（2023）およびフランス電力第9回円貨社債（2023）（以下「本社債」と総称します。）について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払を受取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2022年度）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
2023年6月19日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に参照書類として記載された有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」につき、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類の提出日までの間において変更その他の事由は生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類の提出日においても、その判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項も存在しない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。